

フォークリフトの労働災害防止の法規制と対策

令和8年5月12日

社長 清水 澄人

フォークリフトの使用時における接触事故などの労働災害が多発しています。事故が発生した際、作業計画が策定されていなかったり、関係労働者に周知されていなかったりすると、事業主の安全配慮義務違反として厳しく問われることとなります。計画を作成するだけでなく、現場の掲示板への貼り出しや、朝礼での共有、安全教育を通じて「周知」を徹底することが不可欠となっています。幸いフォークリフトに因る労働災害は発生していませんが、ウチヤ労働安全衛生委員会からのヒヤリハット事例報告が度々なされており、労働災害発生の予兆と判断、一昨年から昨年にかけて従来4名であった運転資格者を5名増員して9人体制にすることで、作業員の若返りと教習所にて技能講習と安全管理の教育訓練を行い、徹底した労働災害防止活動を進めて来ています。又、労働安全衛生規則に基づく作業計画の作成とその運用、労働基準監督署も含めた要請項目への対応を下記に纏めました。

1. フォークリフトの運転資格の確認（労働基準監督署 説明参照）

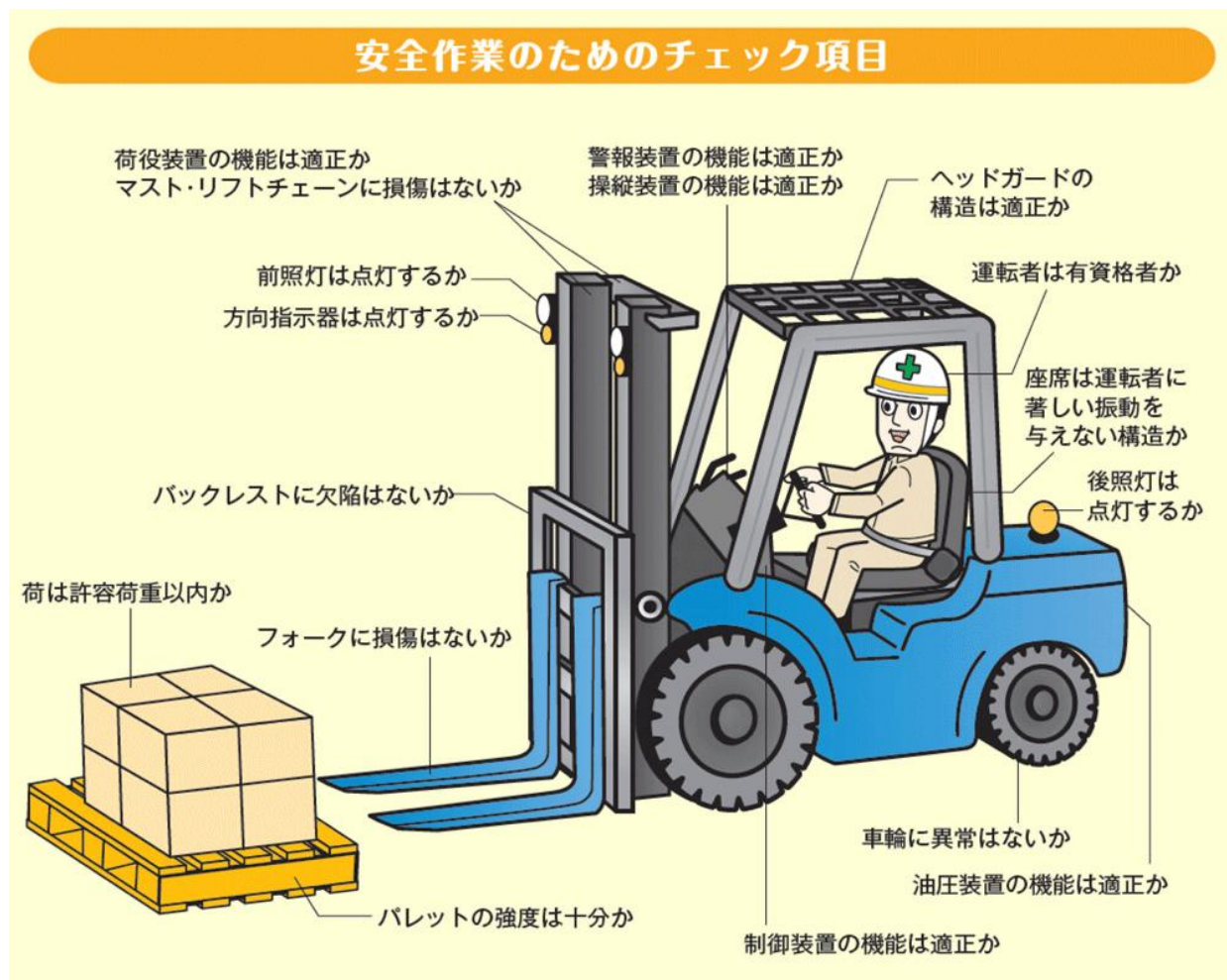
最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務は、フォークリフト運転技能講習を修了した者（労働安全衛生法施行令第20条第11号）などの有資格者であること。また、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転業務はフォークリフト運転特別教育を修了した者（労働安全衛生規則 第36条第5号）であること。上記資格等だけでは公道上での走行は不可。

2. 定期自主検査等の実施

フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、作業開始前点検（安衛則第151条の25）、定期自主検査を実施する必要があります。定期自主検査は、一月以内ごとに行う月次検査（安衛則第151条の22）と一年以内ごとに行う年次検査（安衛則第151条の21）があり、年次検査については、「特定自主検査（安衛則第151条の24）」として、登録検査業者、または、一定の資格を有する自社の労働者が行うこととなっています。特定自主検査を行ったときは、フォークリフトの見やすい箇所に、検査標章をはり付けなければならない（安衛則第151条の24第5項）。点検や検査の結果、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要



な措置を講じなければならない（安衛則第151条の26）。また、定期自主検査、特定自主検査の記録は3年間保存する必要があります（安衛則第151条の23）。検査業者用検査標章 事業内用検査標章（出典：公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会）



3. 作業計画の作成（安衛則第151条の3）フォークリフトを用いた作業では次のことが必要です。
- (1) 作業に係る場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状に適應する作業計画を定めること。
 - (2) 作業計画は、フォークリフトの運行経路及びフォークリフトの作業の方法が示されたものであること。
 - (3) 定めた作業計画に従い作業を行うこと。
 - (4) 定めた作業計画の内容を関係労働者に周知すること。なお、作業計画には、(1)、(2)の項目のすべてについての定めをしていなければならない。

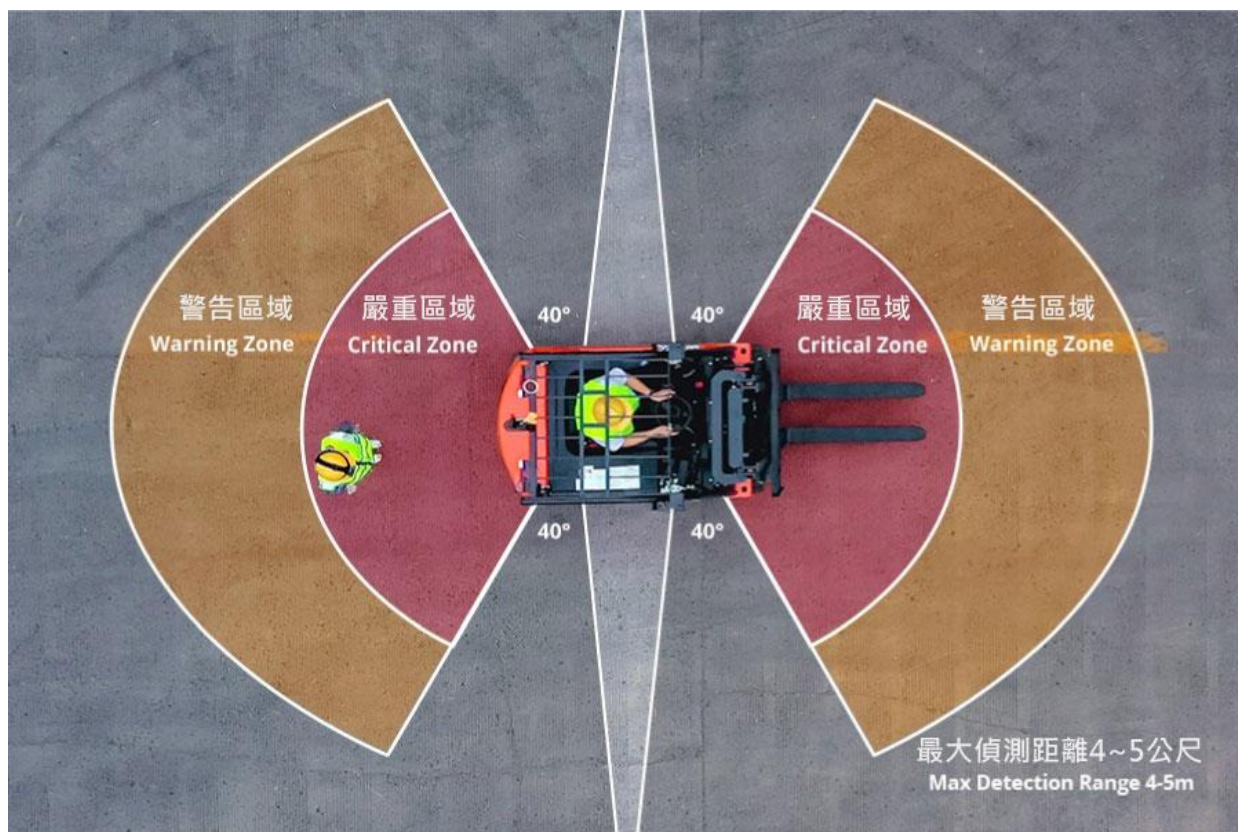
4. 作業指揮者の配置（安衛則第151条の4）

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。作業指揮者には、作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければなりません。なお、作業指揮者に特に資格は必要ありませんが、フォークリフトに関する知識、作業についての知識、経験、職制上の地位等を検討し、適切に作業指揮を行える者を選任してください。

5. フォークリフトを用いて荷役作業を行わせるときの注意事項

- ・ 荷役作業場の制限速度を定めること（安衛則第151条の5）。

- ・ 荷と接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、原則、労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要がある場合には、誘導者を配置すること(安衛則第151条の7)。誘導者を置くときには、一定の合図を定めること(安衛則第151条8)。
- ・ フォークリフトのフォークの荷の下に、原則、労働者を立ち入らせないこと。立ち入らせる必要があるときには、安全支柱、安全ブロック等を使用させること(安衛則第151条の9)。
- ・ フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)をさせないこと(安衛則第151条の14)。



6. フォークリフトを用いて荷役作業を行うときの作業者の遵守事項

- ・ 荷役作業場の制限速度を守ること(安衛則第151条の5)。
- ・ 誘導者が配置されたときは、誘導者の誘導に従うこと(安衛則第151条の7、安衛則第151条の8)。
- ・ フォークリフトのフォークの荷の下に、原則、立ち入らないこと。立ち入るよう指示されたときは、必ず安全支柱、安全ブロック等を使用すること(安衛則第151条の9)。
- ・ フォークリフトを停車した時は逸走防止措置を行うこと(安衛則第151条の11)。
- ・ フォークリフトの乗車席以外の箇所に人を乗せないこと(安衛則第151条の13)。
- ・ フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)をしないこと(安衛則第151条の14)。
- ・ フォークリフトの許容荷重、他能力を超えた使用をしない(安衛則第151条の20)。
- ・ 運転時にはシートベルトを着用すること(シートベルトがある場合)。
- ・ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない。
- ・ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ・ 急停止、急旋回を行わないこと。
- ・ バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底すること。
- ・ フォークに荷を載せての前進時には、前方(荷の死角)確認を徹底すること。

- ・ 構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さないこと。



7. その他

- ・ 自社内でのフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、見やすい場所に掲示しましょう。
- ・ 通路の死角部分にはミラー等を設置し、フォークリフト運転者及び歩行者が容易に確認できるようにしましょう。
- ・ フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分し、フォークリフトと歩行者が接触しないようにしましょう。

8. フォークリフトの安全作業と安全教育の周知徹底

物流現場や倉庫内で欠かせないフォークリフトですが、一歩間違えれば重大な人身事故に直結する危険を秘めています。労働安全衛生規則(第151条の3)では、フォークリフトを使用する際、あらかじめ「作業計画」を定め、それに基づいて作業を進めることが義務付けられています。労働基準監督署による調査でも、この作業計画の有無や運用実態が厳しくチェックされる傾向にあり、労災事故を未然に防止する目的です。事故が発生した際、作業計画が策定されていなかったり、関係労働者に周知されていなかったりすると、事業主の安全配慮義務違反として厳しく問われることとなります。作業計画を作成するだけでなく、現場の掲示板への貼り出し、朝礼での共有、安全教育を通じて周知を徹底することが重要です。



9. 労働安全衛生規則 第151条の3（作業計画）

- (1) 事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
- (2) 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- (3) 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。



10. 作業計画に盛り込むべき「4つの要素」

作業計画は、単に「安全に運転する」と決めるだけでは不十分です。以下の要素を現場の実態に合わせて具体化する必要があります。

- ① 作業場所の環境（広さ・地形）： 走行ルート確保、床面の段差や傾斜の有無、照明の明るさなどを把握します。
- ② フォークリフトの仕様（種類・能力）： 最大積載荷重、揚高、回転半径など、使用する機体が作業に見合っているかを検討します。
- ③ 荷の種類と形状： 荷崩れの危険性はないか、視界を遮る高さではないか、重心位置は安定しているかを確認します。
- ④ 運行経路と作業方法： 一時停止の場所、制限速度、歩行者との分離（ゾーニング）、合図の方法を明確に定めます。

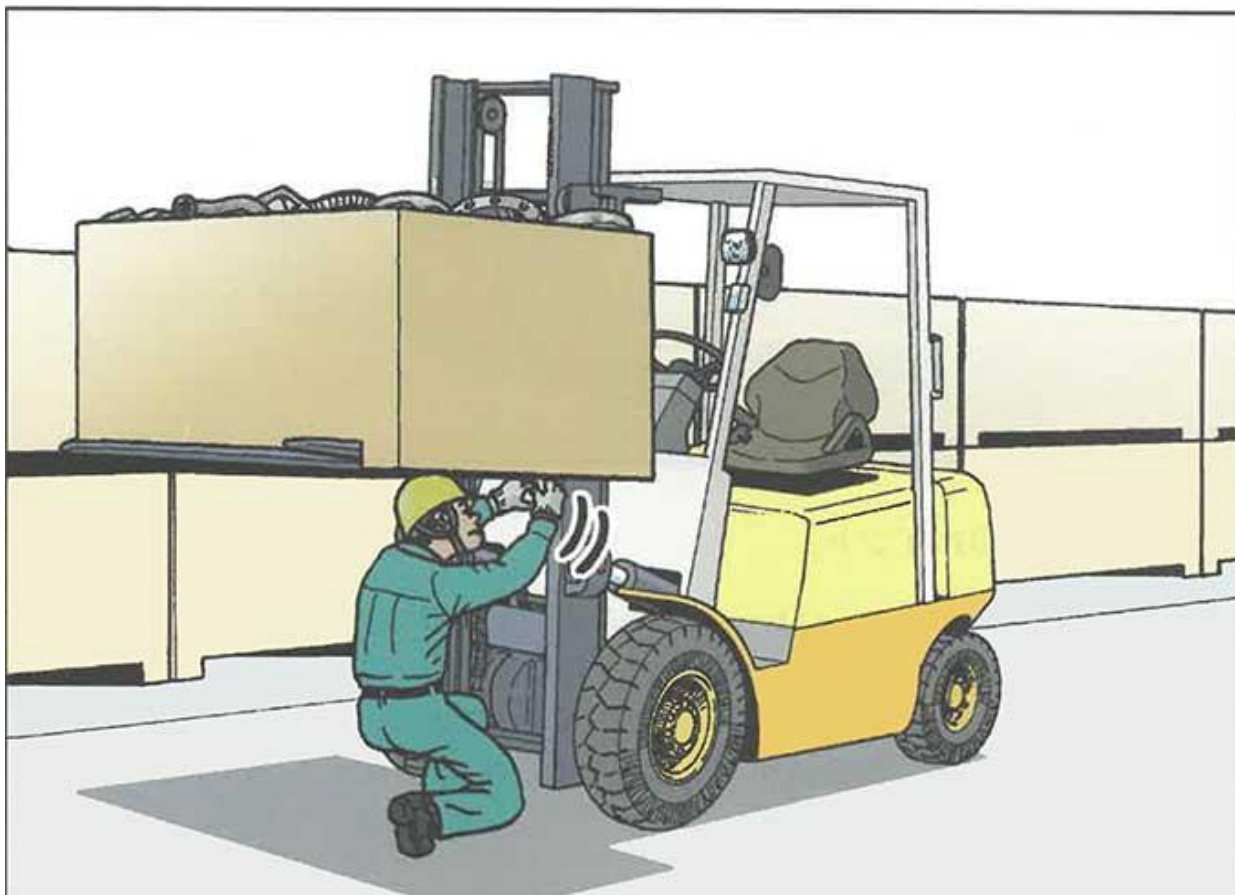
「短時間の作業」や「外部ドライバー」も対象です。作業計画の策定が必要なのは、専任の倉庫スタッフだけではありません。運送会社のドライバーが、納品先や自社車庫で自らフォークリフトを操作し、荷下ろしを行う場合も、当然に作業計画（またはそれに準ずる安全ルール）が必要です。

11. フォークリフト作業に潜む主なリスクの種類

- ① 人に関わるリスク：フォークリフトと作業員・歩行者との接触、はさまれ、巻き込みといった人身事故は、重大な結果につながる可能性があります。視界不良や死角、作業エリアの混在などが重なることで、事故のリスクが高まります。
- ② 荷物・積載に関わるリスク：積み荷の重量バランスが崩れていたり、固定が不十分だったりすると、走行中や旋回時に荷崩れや滑落が発生することがあります。これらは人身事故だけでなく、製品破損や設備損傷といった物損事故の原因にもなります。
- ③ 作業環境に関わるリスク：通路の狭さ、交差点、段差、屋外作業など、作業環境そのものが事故要因となるケースも少なくありません。特に騒音の大きい現場では、フォークリフトの接近に気づきにくく、注意喚起が不十分になりがちです。

12. フォークリフト事故が起きやすい作業シーン

- (1) 走行時：直進や後退時に視界が遮られ、歩行者や他の作業員との接触が起きやすくなります。
- (2) 旋回・方向転換時：旋回時には遠心力がかかり、荷崩れや接触事故のリスクが高まります。
- (3) 積み上げ・積み下ろし時：荷物の不安定化や作業姿勢の乱れによって、事故や物損が発生しやすくなります。
- (4) 坂道・段差・屋外作業時：制動距離の増加や転倒のリスクが高まり、重大事故につながることもあります。



13. フォークリフト事故対策

一つの方法だけで完結するものではありません。現場の状況に応じて、複数の視点から対策を組み合わせることが重要です。

① ルール・教育による対策

運転ルールの設定や周知、危険予知訓練などは、作業者の安全意識を高める基本的な対策です。ただし、教育やルールだけに頼ると、環境変化への対応が難しくなる場合もあります。

② 環境・設備による対策

通路レイアウトの見直しや視認性の向上など、事故が起きにくい環境を整えることも重要です。人の注意力に過度に依存しない設計が、事故防止につながります。

③ 補助アイテムによる対策

注意喚起や荷崩れ防止を目的とした補助的なアイテムは、教育や環境対策を補完する役割を果たします。現場条件に応じて、適切なアイテムを選定することが重要。

④ 現場でできる具体的な安全対策



ルール・教育面の具体策

(1) 速度制限の設定と表示：構内での最高速度を決め、路面標示や掲示で周知する。特に交差点・出入口付近は徐行エリアとして明示する。

(2) 一方通行・走行ルートの固定：フォークリフトと歩行者の動線を分離し、交錯ポイントを減らす。

(3) 作業前点検の習慣化：フォーク・マスト・ブレーキ・タイヤ・警報装置の始業前確認を標準化する。

(4) 危険予知訓練(KYT)の定期実施：ヒヤリハット事例を共有し、「どこでどんなリスクが起きうるか」を作業者全員で考える場を設ける。

(5) 資格・特別教育の確認：労働安全衛生法上、最大荷重1トン未満のフォークリフト運転には特別教育、1トン以上には技能講習の修了が義務づけられています。資格の有無と有効性を定期的に確認することが重要です。

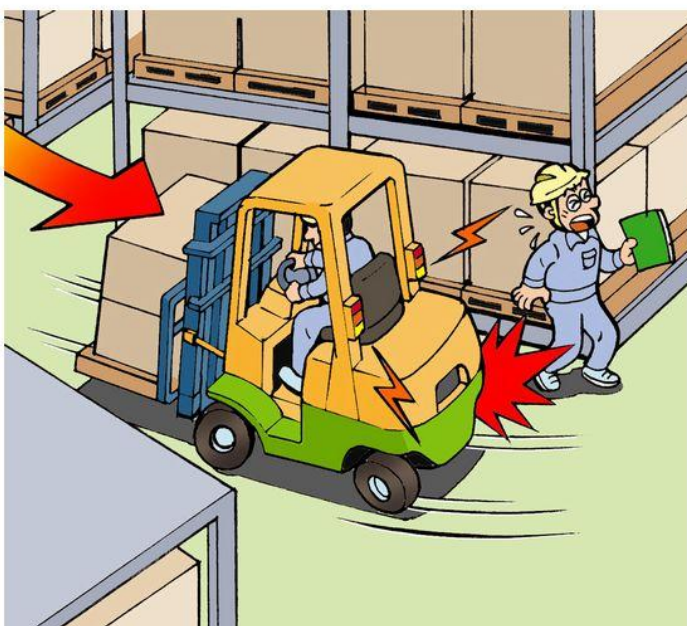
(6) 環境・設備面の具体策 カーブミラーの設置：見通しの悪い交差点や棚の角にミラーを設置し、死角を減らす。

(7) 通路幅の確保：フォークリフトの車幅+両側60cm以上を目安に通路幅を確保し、荷物の飛び出しを防ぐ。

(8) 歩行者エリアの色分け：床面に黄色のラインを引き、フォークリフト走行エリアと歩行エリアを視覚的に分離する。

(9) 照明の強化：死角や暗い作業エリアに照明を追加し、視認性を高める。

(10) 定期自主検査の実施：フォークリフトは年1回の特定自主検査と月1回の定期自主検査が法令で定められています。検査記録の保管と対応を確実に行うことが求められます。



(11) 補助アイテム面の具体策

- ・滑り止めアタッチメント：フォークのツメに取り付けることで、パレットや荷物の滑り・ずれを抑制し、荷崩れリスクを低減できる。
- ・荷崩れ防止ネット・バンド：積載物をパレットごと固定し、走行中や回転時の荷物落下を防ぐ。
- ・転倒検知ラベル・センサー：産業ガス容器や精密機器など転倒・傾きが危険な荷物に取り付けることで、事故発生時の状況把握と再発防止に活用できる。
- ・警報ブザー・回転灯：フォークリフトの接近を音と光で周囲に知らせ、接触事故のリスクを下げる。
- ・バックミラー・後方カメラ：後退時の視界を補い、歩行者との接触を防ぐ。

安全対策は単独ではなく「組み合わせ」で考える。

フォークリフト事故対策には、「これさえやれば安心」という万能な方法は存在しません。教育・ルール、環境整備、補助アイテムは、それぞれ単独では効果が限定的になることもあります。重要なのは、自社の作業内容や荷物の特性に合わせて、複数の対策を組み合わせることです。どのリスクに対して、どの対策が不足しているのかを整理しながら、全体最適を考える必要があります。

フォークリフト事故対策を見直す際のチェックポイント

リスクを人・荷物・環境に分けて把握できているか！

作業シーンごとに危険箇所を整理できているか！

対策が教育やルールに偏っていないか！

法令で定められた資格・点検が適切に実施されているか！

これらを定期的に見直すことで、現場に合った安全対策を継続的に改善していくこと。



以上

フォークリフト作業には作業計画書が必要です。

「フォークリフト作業による危険を防止するため、会社はあらかじめ、フォークリフトを用いる作業の場所の広さ・地形、フォークリフトの種類・能力、荷の種類や形状に適應する作業計画を定めて、この計画に応じて作業をしなければならない」（労働安全衛生規則第151条の3（作業計画）。と定められています。（注：同様にクレーン、移動式クレーン、玉掛け、高所作業車等などの作業時にも作業計画書が必要です）作業計画書作成に際しては、「作業指揮者・運転者・誘導者の選定」「車両情報・車両の点検」「作業内容・荷の詳細（重量、形状、個数など）」「フォークリフトの作業経路の図。走行経路への他の労働者の進入防止措置」などの明記が必要です。又、作業に携わっていない労働者も災害に巻き込まれるリスクがあります。関係者への作業情報の共有と周知が必要です。

上記に基づきウチヤの業務に適した形式にて「作業計画表」のフォーマットを作成しました。同時に基本作業の「作業計画図」、作業安全指示書（社内数か所に掲示中）も作成しました。ウチヤイントラネットの以下のフォルダにて社内公開しております。ダウンロードして使用して下さい。

→ UTCNET>各種資料>工場管理部>フォークリフト作業計画

フォークリフトによる労働災害について説明。

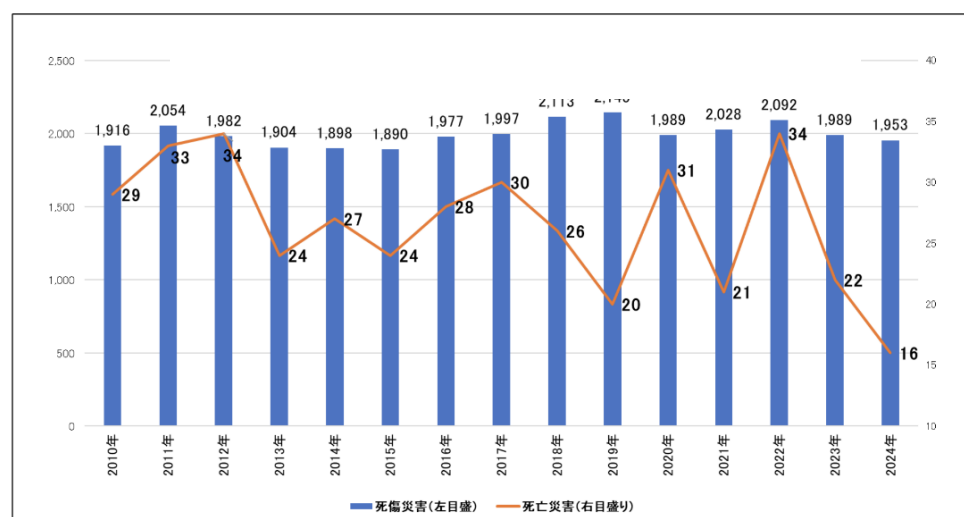
フォークリフトに起因する死亡事故は、2010年～2024年で平均27件/年発生しています。特に転落、横転の場合は死亡事故に至る確率が高いとの事です。又、「物流倉庫の増加」などでフォークリフトの登録台数は増え

ており「高齢運転者」も増える事から今後、事故の増加が予想されています。

よく見受けられる違反としては「作業計画の未策定」「接触防止措置・誘導者の配置不備」「無資格運転」「主たる用途外の使用（高所作業車として使用など）」などが多いとの事です。

以下に違反・災害・事故の例をご紹介します。

フォークリフトに起因する災害発生件数



(厚生労働省労働災害統計による)



今一度気を引き締め安全に作業する為の参考として読んで下さい。

★2021年7月に長野県で荷卸し作業中の運送会社労働者が、無人のフォークリフトとトラックに挟まれて亡くなった。2022年3月、作業計画を定めていなかった疑いで、同社が書類送検されている。

★須賀川労働基準監督署は、フォークリフトを使用していた労働者が転落して重傷を負った労働災害に関連して、卸売業の福島中央青果卸売(株) (福島県福島市) と同社常務取締役を労働安全衛生法第20条(事業者の講ずべき措置等)違反の疑いで福島地検郡山支部に書類送検した。フォーク使用に当たり、作業計画を定めていなかった疑い。

★埼玉・春日部労働基準監督署は、フォークリフトと労働者の接触防止措置を怠ったとして、塗料等製造業者と同社執行役員兼越谷工場長を労働安全衛生法第20条(事業者の講ずべき措置等)違反の疑いでさいたま地検に書類送検した。令和4年2月3日に同工場内の荷捌き場で、通行中の労働者がフォークリフトに轢かれて死亡する労働災害が発生している。工場内は歩車分離が徹底されていない状態だった。フォークリフトの運転者は有機溶剤を運搬中、角を曲がったところで、目の前を通行している被災者に気付かず、接触して転倒させた。【令和5年1月23日】(労働安全衛生規則第151条の7(接触防止))

★東京・足立労働基準監督署は、フォークリフトと接触する恐れのある箇所に労働者を立ち入らせたとして、倉庫業者と同社取締役兼支店長を安全衛生法第20条(事業者の講ずべき措置等)違反の疑いで、東京地検に書類送検した。バックで停車しようとしたフォークリフトと接触し、運転者が進行方向に労働者がいることに気付かず労働者が死亡する労働災害が発生していた。

【令和4年1月19日】

この様に、安全を疎かにし慣れや慣習で仕事をした事が原因と思われる事故が多数発生しています。自分の身を守る為には、作業計画表に基づき定められた方法で、安全第一で作業する事が大切です。

以上



進入禁止柵を設置し誘導員を配置したフォーク作業